

盛岡市ごみ減量・リサイクル協力店認定制度実施要綱

平成9年9月12日
市長決裁

(目的)

第1 この要綱は、ごみの減量及びリサイクルに積極的に取り組んでいる小売店を盛岡市ごみ減量・リサイクル協力店（以下「協力店」という。）として認定することにより、小売店の取組を推進し、もってごみの減量及びリサイクルに寄与することを目的とする。

(認定対象店舗)

第2 協力店の認定の対象となる店舗は、市の区域内にある小売業を営むための店舗で次の各号に掲げる要件のうち4以上の要件を備えているものとする。

(1) 次のアからエに掲げる物のいずれかを自ら回収していること

ア 紙パック

イ トレー

ウ ペットボトル

エ アからウに掲げる物のほか缶その他の再利用及び再生利用が可能な物

(2) エコマーク商品その他の環境に良い商品を販売していること（次号の場合を除く。）。

(3) 古紙を利用したトイレットペーパーその他の再生品を使用した商品を販売していること。

(4) 包装紙、袋等の簡素化その他の簡易な包装の実施を行っていること。

(5) 買物袋持参の働きかけを行っていること。

(6) トレーその他の使い捨て容器の削減のため容器持参の働きかけを行っていること。

(7) 店内放送、チラシ等によりごみの減量及びリサイクルに関する啓発を行っていること。

(8) 前各号に掲げる場合のほか、店の創意工夫によるごみの減量及びリサイクルの取組（消費者を対象としたものに限る。）を行っていること。

(認定の申込み)

第3 第2に規定する店舗を使用して小売業を営むもので当該店舗について協力店としての認定を受けようとするものは、盛岡市ごみ減量・リサイクル協力店認定申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）を市長に提出しなければならない。

(認定)

第4 市長は第3の申込みがあったときは、その内容を審査し、相当と認めたときは当該申込みに係る店舗を協力店として認定し、当該申込みをした者に盛岡市ごみ減量・リサイクル協力店認定証（様式第2号。以下「認定証」という。）及び盛岡市ごみ減量・リサイクル協力店表示板（様式第3号。以下「表示板」という。）を交付するものとする。

(交付者の実施事項)

第5 認定証の交付を受けた者（以下「交付者」という。）は、交付を受けた表示板を店舗の見やすい場所に表示するとともに、申請書に記載した取組事項（第6の届出により取組事項を追加したときの当該取組事項を含む。）を実施し、環境に良い店づくりの推進を図らなければならない。

2 交付者は、市長が必要と認めたごみの減量及びリサイクルに関する情報を積極的に提供しなければならない。

(変更届)

第6 交付者は、申込書に記載した事項に変更が生じたときは、盛岡市ごみ減量・リサイクル協力店認定事項変更届(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(認定取消し)

第7 市長は、第6の届出があった場合において必要があると認めたとき又は交付者が偽りその他の不正な行為により認定を受けたときその他必要があると認めたときは、認定の取消しをすることがある。この場合において、市長は、当該取り消した旨を盛岡市ごみ減量・リサイクル協力店認定取消通知書(様式第5号)により交付者に通知し、交付した認定証及び表示板を返還させるものとする。

(調査)

第8 市長は、協力店の取組状況を確認するため必要な調査を行うものとする。

(認定の周知)

第9 市長は、協力店の認定について市民、事業者等への周知を図るものとする。

(補則)

第10 この要綱に定めるもののほか、協力店の認定に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(実施期日)

第11 この要綱は、平成9年10月1日から実施する。